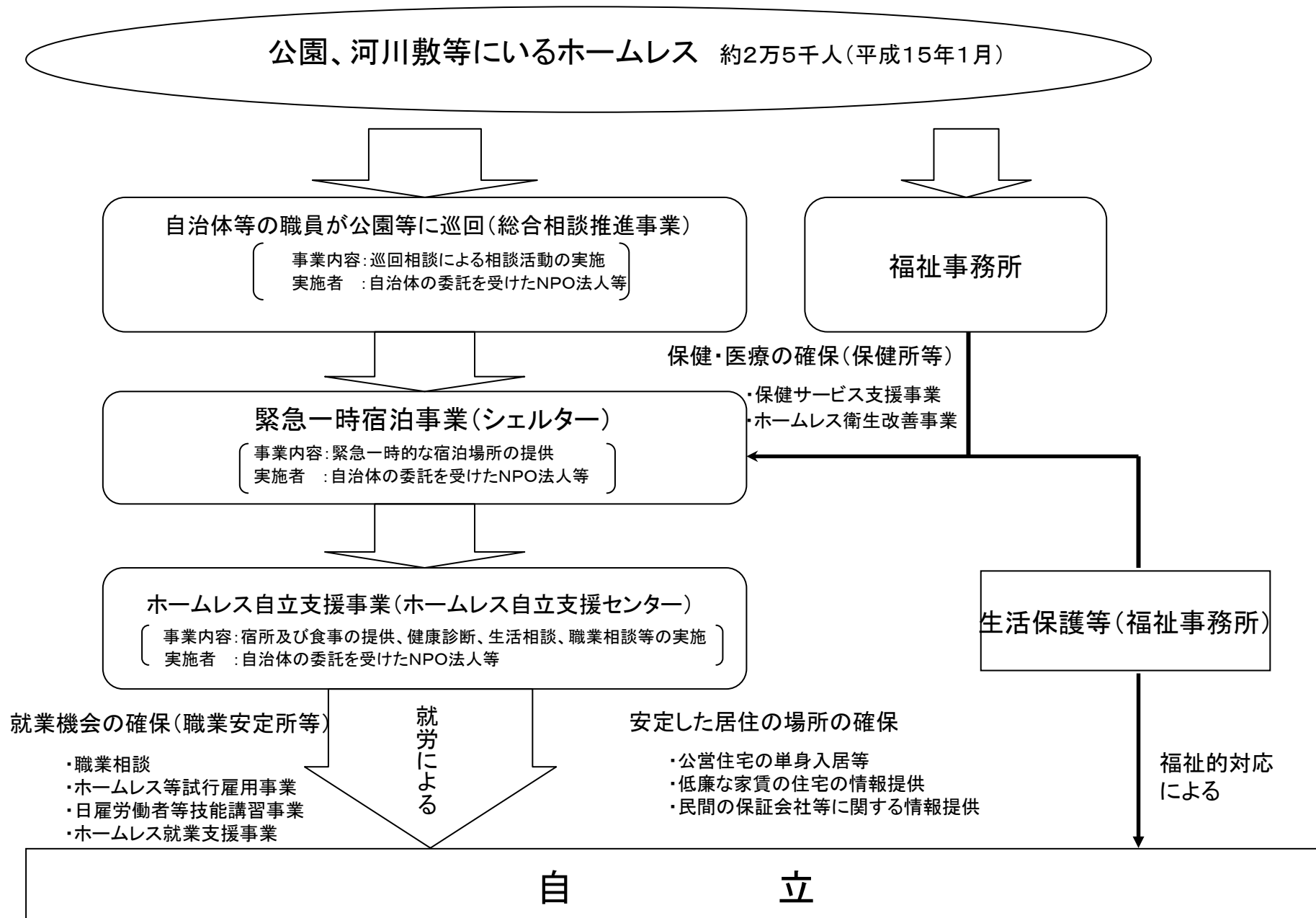


現行ホームレス施策の概要等

○ 現行ホームレス施策の概要



ホームレス対策事業を実施している自治体とそのホームレス数

平成18年3月31日現在

都道府県市区	ホームレス数 (平成15年1月)	ホームレス対策事業実施状況				
		総合相談	センター(定員)	シェルター(定員)	能力活用	衛生改善
札幌市	88	○				
仙台市	203	○	50			
川口市	71	○				
戸田市	97	○				
千葉市	126	○				
市川市	168	○				
東京23区	5,155		1,010			
新宿区	772	○				
府中市	116	○				
神奈川県	527	○				
横浜市	470	○	226	30		○
川崎市	829	○		350		○
厚木市	102	○				
静岡県	217	○				
愛知県	263	○				
名古屋市	1,788	○	164	400	○	
京都市	624		20			
大阪市	6,603	○	490	1,440	○	
大阪府(堺市他) 泉北・泉南ブロック	427	○	50			
大阪府(八尾市他) 中・南河内ブロック	227	○				
大阪府(寝屋川市他) 北河内ブロック	243	○				
大阪府(茨木市他) 豊能・三島ブロック	257	○				
神戸市	323	○				
福岡県	159	○				
北九州市	421	○	50			
熊本市	103	○				
合計	19,523	24	2,060	2,220	2	2

ホームレス総合相談推進事業

【目的】 ホームレス及びホームレスになるおそれのある者が生活する場所を巡回し、面接を行い、日常生活等に関する相談等を行う。

また、相談の結果により、下記のような各種施策の活用にかかる助言等を行うとともに、関係機関との連携の下、必要な支援を行う。

【事業】

就労

- ▶ 就労を希望する者には、公共職業安定所やホームレス自立支援センター等の利用を促す

住居

- ▶ 住居の確保を希望する者には、低家賃住宅に関する情報提供や連帯保証人の確保等を行う
- ▶ 緊急一時的な宿泊場所が必要な者に対しては、ホームレス緊急一時宿泊施設（シェルター）の利用を促す

福祉・健康

- ▶ 福祉的援護が必要な者に対しては福祉事務所、保健所等との連携して必要な支援をする
- ▶ 健康状態が悪化している者に対しては、保健所、医療機関等と連携し、健康相談、保健指導等を行い、必要に応じて医療機関への受診に繋げる

その他

- ▶ 親族との連携が途絶えている者に対しては、親族との交流促進を目指した援助や帰郷のための援助を行う
- ▶ 公的給付の適用が見込まれる者に対しては、受給等の手続きに関する助言・指導や関係機関への連絡等を行う
- ▶ 自立支援センターを退所した者に対して、必要に応じアフターフォローを実施する
- ▶ その他、就労意欲を向上させるための指導や借金問題等の自立阻害要因の除去、社会生活へ復帰するための指導援助等

【実施自治体（17年度末現在）】

24か所で実施（札幌市、仙台市、川口市、戸田市、市川市、千葉市、新宿区、府中市、神奈川県、厚木市、横浜市、川崎市、静岡県、愛知県、名古屋市、寝屋川市、八尾市、茨木市、堺市、大阪市、神戸市、福岡県、北九州市、熊本市）

ホームレス自立支援事業

【目的】 ホームレスが地域社会の中で可能な限り自立した生活が営めることができるよう、宿所及び食事を提供するとともに、健康診断、生活相談・指導及び職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援する。

【利用期間中の主な処遇】

就労

- ▷ 利用者の生活状況、健康状態等に応じた自立支援プログラムの策定
- ▷ 支援プログラムに基づく積極的な就労支援
- ▷ 就労支援のための住民登録

日常生活・健康

- ▷ 宿所、食事の提供や定期的な入浴、下着類の支給等、日常生活に必要なサービスの提供
- ▷ 定期的な健康診断による健康管理
- ▷ 地域社会における社会常識や生活習慣等の習得

その他

- ▷ 親族との交流促進
- ▷ 利用者の借金問題等自立阻害要因の除去
- ▷ 低廉な賃貸住宅の募集情報の提供等住居確保のための援助
- ▷ 未就職者に対する福祉事務所との連携(再び路上に戻らないように)

【実施自治体等（17年度末現在）】

▷ 全国で8自治体、22施設、定員2,060人

仙台市	2か所	(50人)	東京都	10か所	(1,010人)
横浜市	2か所	(226人)	名古屋市	2か所	(164人)
京都市	1か所	(20人)	大阪市	4か所	(490人)
堺市	1か所	(50人)	北九州市	1か所	(50人)

ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）

【目的】 ホームレスに対して、緊急一時的な宿泊場所を提供し、健康状態の悪化を防止する等により、その自立を支援する。

【実施自治体等（17年度末現在）】

▷ 全国で4自治体、10施設、定員2,220人

横浜市 1か所（30人） 川崎市 2か所（350人）

名古屋市 3か所（400人） 大阪市 4か所（1,440人）

その他

1. ホームレス能力活用推進事業

【目的】 ホームレスに対して、都市雑業的な仕事に関する情報収集・提供、知識・技術の付与等を行うことにより、その自立を支援する。

【事業】

- ▷ 都市雑業的な仕事の情報収集するとともに、関係方面に情報を提供する。
- ▷ 事業者に対して、ホームレスに関する説明会等を開催すること
- ▷ 都市雑業的な仕事に関する知識や簡単な技術の付与を行うこと。（受講者に対して講習手当を支給）

【実施自治体等（17年度末現在）】

▷ 全国で2自治体、3か所

名古屋市 2か所

大阪市 1か所

※ 3か所とも自立支援センター内において実施

2. ホームレス衛生改善事業

【目的】 ホームレスに対し、入浴等のサービスを提供し、衛生状態の改善及び自立意欲の増進を図るとともに、併せて生活相談、健康相談等を通して必要な施策に繋げること等により、その自立を支援する。

【実施自治体等（17年度末現在）】

▷ 全国で3自治体、3か所

仙台市 1か所

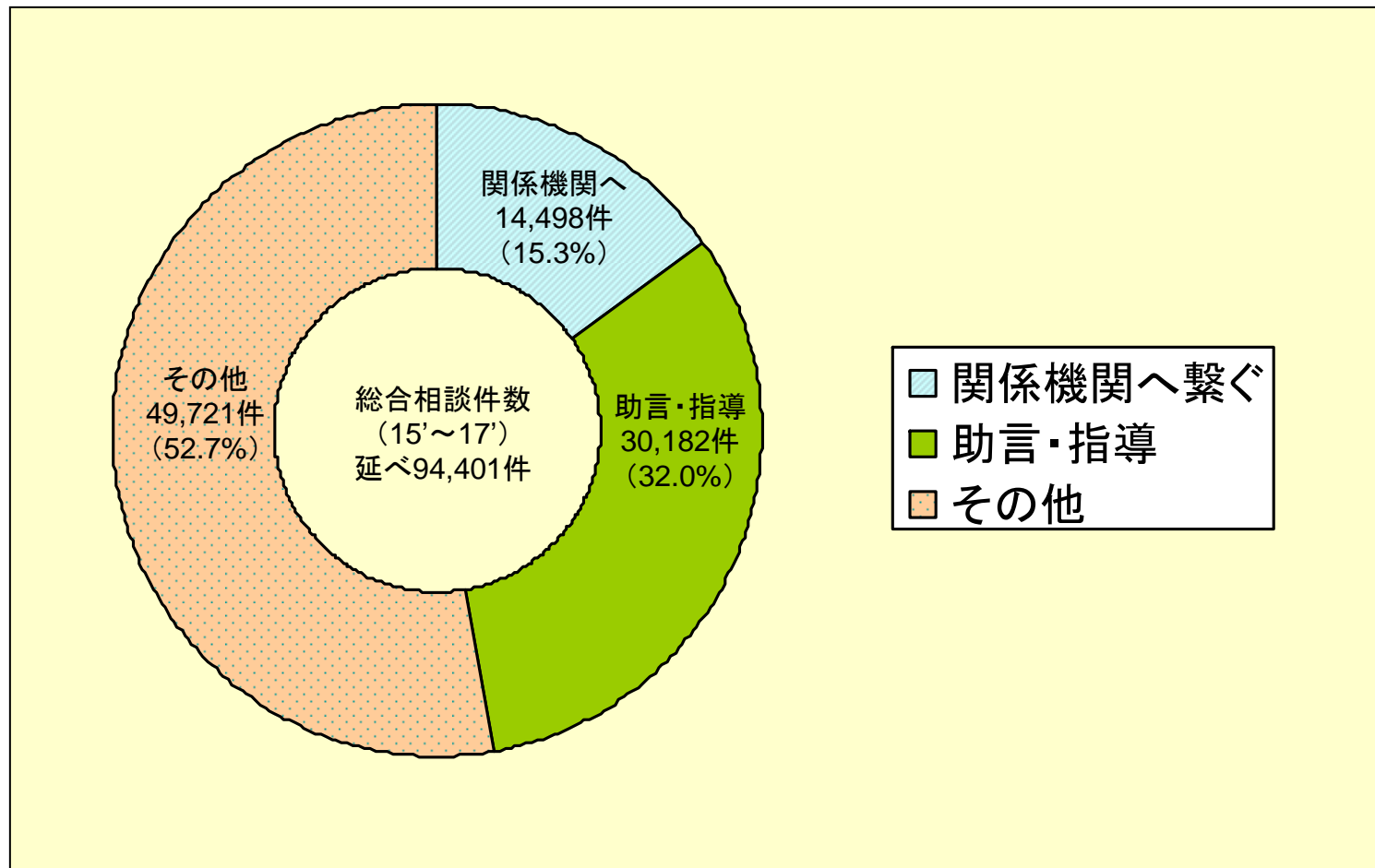
横浜市 1か所

川崎市 1か所

※ 自立支援センター、またはシェルターにおいて実施

現行ホームレス施策の状況 ①総合相談推進事業

☆ 総合相談事業により、自立支援センター、福祉事務所等の関係機関へ14,498件繋いでいる。
※ なお、総合相談事業実施自治体のH15.1現在のホームレス総数は、14,600人(カバー率57.7%)。



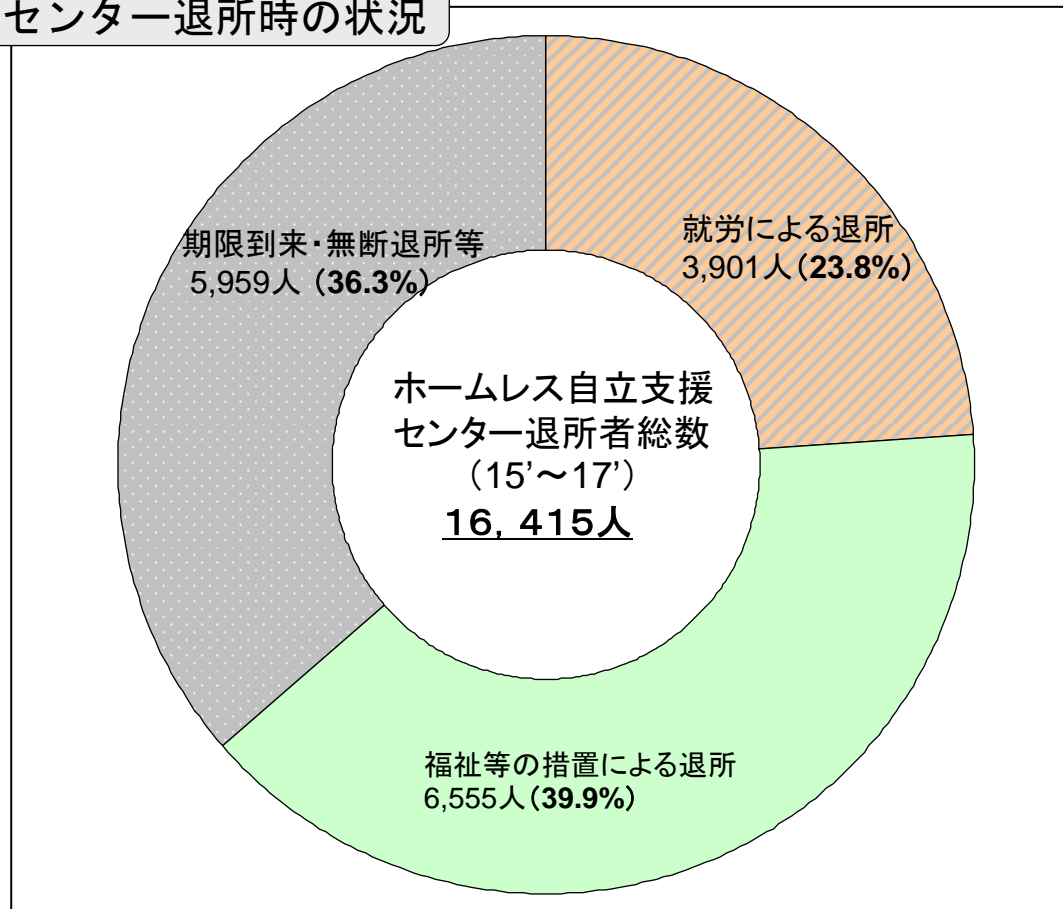
ホームレス総合相談事業の運営状況

実施主体	相談状況						相談後の対応(人)相談後の対応(15年度～17年度の合計)												
	(1)相談件数				15年1月 全国調査	一人当 相談回数	関係機関につなげた										助言 指導	その他	総数
	15年度	16年度	17年度	合計			自立支援 センター	シェルター	センター、シェルター 以外の施設	医療機関	福祉事務所	保健所	公共職業 安定所	その他	小計				
札幌市	50	76	67	193	88	2.2	0	0	45	5	27	0	0	0	77	11	1	89	
仙台市	335	483	497	1,315	203	6.5	40	0	17	49	80	0	0	2	188	1,101	26	1,315	
埼玉県	川口市	343	309	41	693	97	7.2	0	0	27	5	9	0	0	2	43	639	11	693
	戸田市	204	514	60	778	71	11.0	0	0	31	18	0	0	5	0	54	724	0	778
千葉県	市川市			126	126	168	0.8	0	0	0	0	6	0	0	6	120	0	126	
千葉市				1,640	1,640	126	13.1	0	0	38	152	0	0	0	190	1,450	0	1,640	
東京都	新宿区	874	771	1,279	2,924	772	3.8	41	94	46	69	15	0	21	17	303	459	316	1,078
	府中市			448	448	116	3.9	0	0	48	2	0	0	5	1	56	424	200	680
神奈川県			140	281	421	527	0.8	0	0	5	7	43	0	0	138	193	76	0	269
厚木市	73	199	118	390	102	3.9	0	0	11	48	2	0	0	1	62	356	0	418	
横浜市		1,915	1,991	3,906	470	8.4	309	0	0	18	16	5	0	1	349	2,962	595	3,906	
川崎市	7,291	6,344	3,059	16,694	829	20.2	0	189	13	988	3,556	7	16	62	4,831	8,861	787	14,479	
静岡県	133	115	118	366	217	1.7	0	0	0	0	361	0	0	0	361	5	0	366	
愛知県	72	217	330	619	263	2.4	0	0	7	8	14	8	9	193	239	380	0	619	
名古屋市	1,406	4,092	6,022	11,520	1,788	6.5	22	291	151	228	175	0	6	0	873	6,623	4,024	11,520	
大阪府	寝屋川市他	151	883	1,073	2,107	243	8.7	0	0	5	75	24	1	3	9	117	516	4	637
	八尾市他	194	673	671	1,538	227	6.8	0	0	6	47	23	1	0	17	94	366	31	491
	堺市他	154	1,218	1,331	2,703	427	6.4	90	0	6	88	109	7	1	24	325	539	0	864
	茨木市他		1,133	1,152	2,285	257	8.9	0	0	0	101	85	1	4	14	205	454	2	661
大阪市	7,714	10,171	11,826	29,711	6,603	4.5	1,707	771	424	1,155	278	0	0	509	4,844	2,295	10,058	17,197	
神戸市			434	434	323	1.4	0	0	22	8	14	0	0	0	44	390	0	434	
福岡県		90	101	191	159	1.3	0	0	5	10	20	0	6	7	48	83	60	191	
北九州市	231	4,733	8,318	13,282	421	31.6	164	0	14	363	252	14	17	55	879	1,348	2,341	4,568	
熊本市			117	117	103	1.2	0	0	0	66	50	0	0	1	117	0	0	117	
合計	19,225	34,076	41,100	94,401	14,600	6.5	2,373	1,345	921	3,510	5,159	44	93	1,053	14,498	30,182	18,456	63,136	

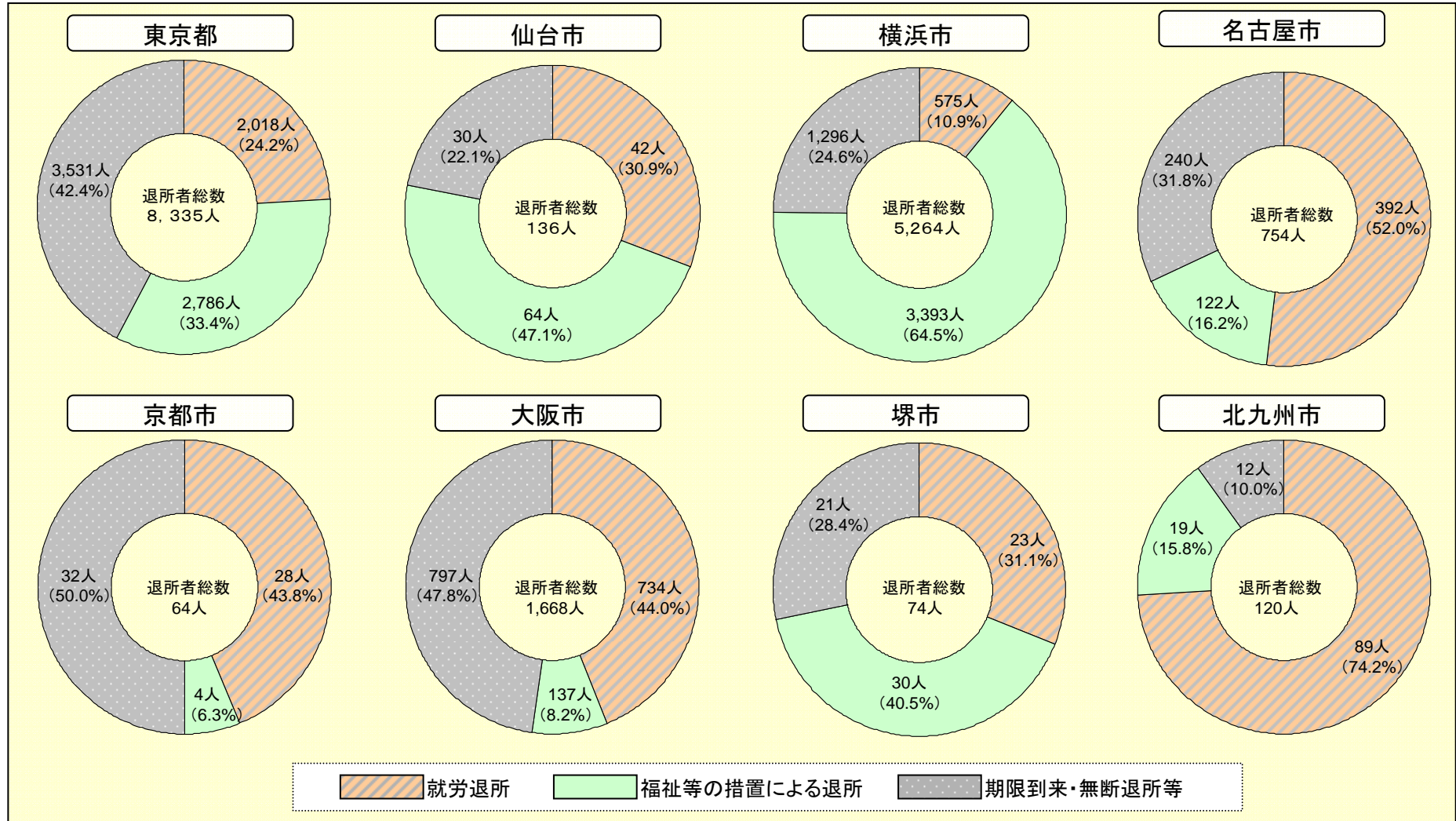
現行ホームレス施策の状況 ②自立支援センター事業

☆ 全体の約1/4が就労による退所、4割が福祉等の措置による退所、約1/3については、期限到来、無断退所等により退所している。

センター退所時の状況



ホームレス自立支援センター退所時の状況(自治体別)

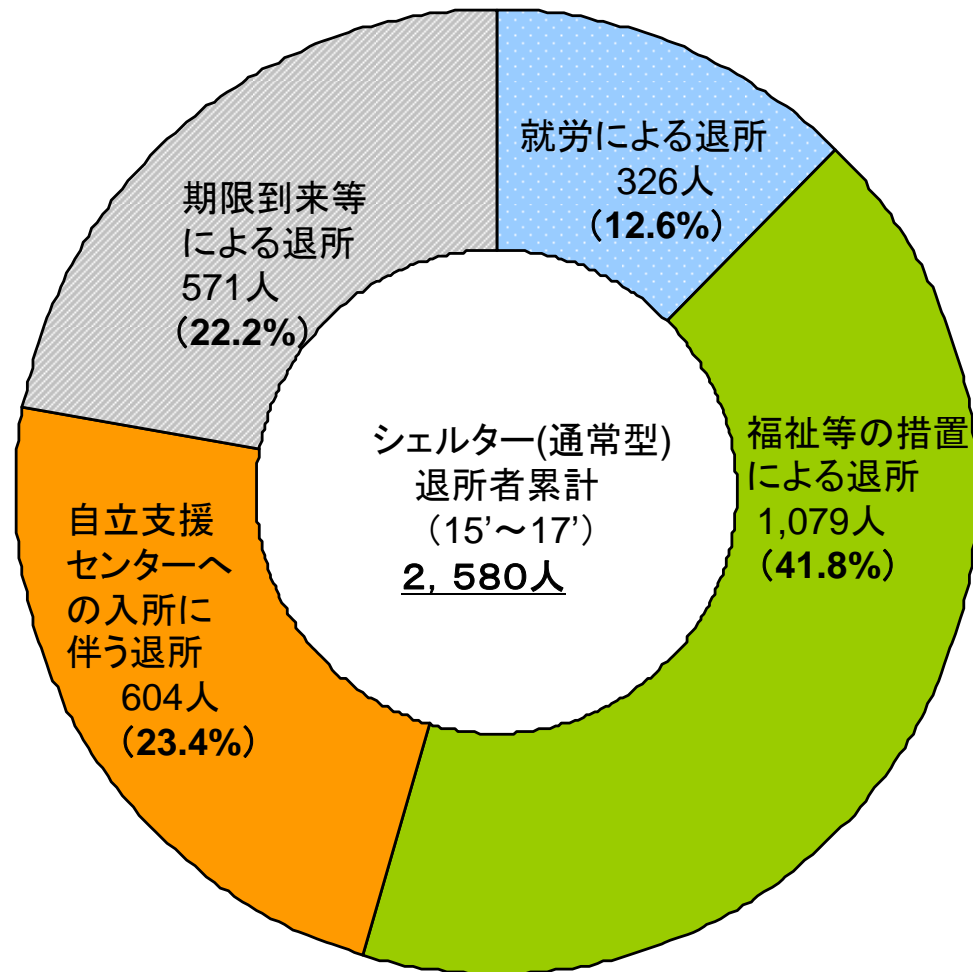


ホームレス自立支援事業の運営状況(退所者の状況)

自治体名	施設名	退所者の状況(人)				退所理由(15~17年度)										
		退所者数				①就職により退所した者	②福祉等の措置により退所した者					③規則違反、無断退所等した者				
		15年度	16年度	17年度	総数		入院	施設入所	居宅等の確保	その他	総数	期限の到来	自主・無断退所	規則違反	その他	総数
東京都	台東寮	455	346	203	1,004	555	7	60	0	0	67	209			173	382
	北寮			89	89	40	0	5	0	0	5	13			31	44
	新宿寮	157	131	69	357	205	0	31	0	0	31	14			107	121
	中央寮			51	51	19	0	9	0	1	10	2			20	22
	豊島寮	315	257	238	810	417	3	110	0	0	113	115			165	280
	墨田寮	372	391	324	1,087	537	10	177	15	0	202	63			285	348
	大田寮	1,000	752	722	2,474	0	446	806	13	0	1,265	525	605	40	39	1,209
	板橋寮	392	369	306	1,067	0	210	319	29	0	558	276	163	40	30	509
	江戸川寮		352	304	656	0	86	256	19	0	361	71	111	23	90	295
	渋谷寮		217	281	498	245	7	33	8	0	48	21			184	205
	荒川寮		6	165	171	0	9	64	9	0	82	26	52	4	7	89
	千代田寮			71	71	0	10	34	0	0	44	5	16	3	3	27
仙台市	清流ホーム		19	22	41	16	0	1	7	4	12	0	12	1	0	13
	路上生活者等支援センター		0	95	95	26	7	5	33	7	52	0	16	1	0	17
横浜市	はまかぜ	1,609	1,871	1,784	5,264	575	500	167	2,726	0	3,393	464	396	229	207	1,296
名古屋市	あつた	195	166	158	519	283	8	22	33	24	87	14	113	22	0	149
	なかむら		97	138	235	109	8	16	3	8	35	5	72	14	0	91
京都市	京都市自立支援センター		5	59	64	28	2	0	0	2	4	4	28	0	0	32
大阪市	大淀	156	142	161	459	222	8	7	14	0	29	2	177	22	7	208
	西成	208	205	181	594	272	27	39	6	0	72	0	241	3	6	250
	淀川	200	234	169	603	240	4	14	12	0	30	62	231	27	13	333
	舞洲			12	12	0	1	4	1	0	6	0	6	0	0	6
堺市	おおいずみ			74	74	23	12	2	11	5	30	4	16	1	0	21
北九州市	北九州		15	105	120	89	3	4	10	2	19	4	7	1	0	12
合計		5,059	5,575	5,781	16,415	3,901	1,368	2,185	2,949	53	6,555	4,592			1,367	5,959

現行ホームレス施策の状況 ③シェルター事業

☆ シェルターののべ利用人数は、935,346人である。これは利用形態の99.7%が単泊式であることによる。これらの内訳は、単泊式932,707人、通常型2,639人である。



シェルター退所者の状況

自治体名	施設名	④退所者の状況(人)(15~17年度)											総計	
		退所理由												
		①就職により退所した者	②福祉等の措置により退所した者					③規則違反、無断退所等した者						
入院	施設入所		うち自立支援センター入所	居宅等の確保	その他	合計	期限の到来	自主・無限退所	規則違反	その他	合計			
横浜市	中村川寮	3	9	3	3	7	0	19	3	5	0	0	8	30
川崎市	愛生寮													
	豊家													
名古屋市	白川公園前宿泊所	75	19	128	97	108	47	302	0	135	7	0	142	519
	名城公園宿泊所	47	33	75	51	61	33	202	0	113	10	0	123	372
	熱田荘一時保護所	114	82	747	451	114	13	956	132	106	19	1	258	1,328
大阪市	西成仮設一時避難所	23	0	4	0	48	1	53	0	15	0	0	15	91
	大阪城公園仮設一時避難所	64	60	30	2	61	0	151	0	25	0	0	25	240
	今宮臨時夜間緊急避難所													
	萩之茶屋臨時夜間緊急避難所													
	三徳寮生活ケアセンター													
合計		326	203	987	604	399	94	1,683	135	399	36	1	571	2,580

※川崎市(愛生寮及び豊家)、大阪市(今宮臨時夜間緊急避難所、萩之茶屋臨時夜間緊急避難所、三徳寮生活ケアセンター)は、事業を実施しているがデータなし。

ホームレス就業支援対策の概要

ホームレス就業支援対策は、ホームレス対策の最終段階(「ホームレス自立支援事業」)に対応するものであり、以下のような措置を講じることにより、就業による自立をめざすものである。

1. ハローワークによる求人開拓・職業相談

(1)求人開拓・啓発活動

ホームレスの多い地域のハローワークに「就業開拓推進員(18人)」を配置し、事業主訪問等によって各人の就業ニーズ・能力に応じた求人開拓・求人情報の収集を行うとともに、事業主に対するホームレス問題に係る啓発活動を行う。

(2)職業相談

ハローワークから自立支援センター・シェルターに「職業相談員(52人)」を派遣し、各人の就業ニーズ・能力に応じた職業相談・求人情報提供・職業紹介を行うことにより、その就業促進を図る。

【平成 17 年度実績】 ○確保された求人数 = 1466 件

○常用就職件数 = 2646 件 (センター入所者の常用就職率 = 66.5 %)

2. ホームレス等試行雇用事業(トライアル雇用事業)

ホームレスを、ハローワークの職業紹介によって事業所に試行的に雇い入れてもらう(最長3ヶ月)ことにより、本人に規則的な就労習慣を身につけさせるとともに、当該事業主による常用雇用への移行を図る。

雇い入れた事業主に対しては、ハローワークから「試行雇用奨励金」(1人月あたり5万円)を支給する。

【平成 17 年度実績】 ○対象者 = 111 人 (18 年 2 月まで)

3. 日雇労働者等技能講習事業

ホームレスを対象とした技能講習(6ヶ月以内)を実施することにより、ホームレスが就職するために必要となる技能や資格の習得を促進する。

技能講習は、国が、ホームレス支援を行う各種団体に委託して行う。

講習科目は、例えばフォークリフト、クレーン、大型自動車、ホームヘルパー、ハウスクリーニング等。

受講者は、自立支援センター等に入所しているホームレスが講習実施団体に申し込み、これをハローワークが認定する。

【平成 17 年度実績】 ○修了者 = 2054 人

4. ホームレス就業支援事業

ホームレスが多数存在する4地域(東京・大阪・愛知・神奈川)においては、特に、相談・講習・セミナー等の各種施策から構成される「ホームレス就業支援事業」を、国が地方公共団体と民間団体等から構成される協議会に対して委託して実施する。

(1)ホームレス雇用に関するアンケート調査

事業実施地域の企業等に対して、ホームレスの雇用意向、職場体験講習の受入意向等に関するアンケート調査を実施する。

(2)就業機会確保支援

事業所等に働きかけることにより、臨時的・軽易な仕事及び求人の開拓、求人情報の収集、「職場体験講習」の受入れ事業所等の開拓を行う。

(3)就業支援

対象者に対して、就業に係る個別相談、仕事及び求人に関する情報の提供を行うとともに、個々のニーズや能力に応じた各種支援策を選定し、その実施機関等と連絡調整・対象者の誘導を行う。また、就職した者に対する職場定着指導等を行う。

(4)職場体験講習

対象者が事業所等で働くことに対する不安の解消等を図るため、事業所等において、一定期間(1ヶ月以内)の仕事を経験することができる「職場体験講習」を行う。

実施した事業主に対しては「職場体験講習実施奨励金(1人日あたり5000～18000円)」、受講者に対しては「職場体験講習受講奨励金(1人日あたり3000円)」を協議会より支給する。

(5)就職支援セミナー

対象者に対して、キャリアカウンセラー等の専門の講師による、就職活動の心構え、面接のマナー及び履歴書の作成方法についての指導・助言及び就職活動に役立つノウハウの付与等を目的とした「就職支援セミナー」を行う。

【平成 17 年度実績】 ○相談件数 = 1541 件

○職場体験講習対象者 = 185 人

地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能である者の安定した居住の場所の確保に関して、以下の取組を実施。

1. 公営住宅への入居

- 自立支援センター等で支援を受け、就労又は生活保護受給により自立して生活することが可能となったホームレスについて、地域の住宅事情、公営住宅のストックの状況等を踏まえつつ、各事業主体の判断により公営住宅における単身入居(高齢者等)や優先入居の制度の活用を図るよう要請。(平成14年9月)
- 自立意志を有するホームレスの自立を支援する観点から、「ホームレス自立支援事業」により就業した者の生活上の支援を行う社会福祉法人等の団体に対して、公営住宅の目的外使用を可能とした。(平成18年3月)

【事業主体の取り組み状況】

◆東京都◆

1. 自立支援センター入所者のうち、退所時に就労自立が見込まれるなどの一定条件を満たす者を対象に、年間10~20戸程度の枠(「自立支援センター退所者向け特別割当」)を設けて優先入居を実施。
2. 入居者の選考方法
選考委員会(東京都、特別区人事・厚生事務組合、自立支援センターにより構成)の選考を経て推薦を受けた者について、住宅部局で審査を行い入居決定。
※実績 平成14年度 20戸入居
平成15年度 18戸入居
平成16年度 20戸入居
平成17年度 20戸入居
3. 申込者の条件
 - ①申込日現在で既に1ヶ月以上自立支援センターに在寮していること。
 - ②自立支援センター退所時に就労による自立が見込まれること。
 - ③年齢が60歳以上であること。

◆名古屋市◆

1. 自立支援センター入所者のうち、退所後の就労自立が可能と認められる者を対象に年間6戸程度の枠を設けて優先入居を実施。
2. 入居者の選考方法
自立支援センター施設内推薦委員会で審査後、福祉部局での選考を経て、住宅部局で審査を行い入居決定。
※実績 平成15年度 4戸入居
平成16年度 4戸入居
平成17年度 5戸入居
3. 申込者の条件
 - ①自立支援センター入所者のうち、退所後の就労自立が可能と認められる者で住宅を必要とする者。
 - ②市営住宅条例に定める入居資格を有する者

国土交通省におけるホームレス対策(住宅関連)②

2. 低廉な民間賃貸住宅の空家情報等の提供

地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅の空家情報や入居時に必要となる保証人に代わる民間の保証会社等に関する情報の提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図るよう、民間賃貸住宅に関わる団体に要請。(平成15年8月)

○空家情報提供に関する広報パンフレットの作成

上記要請を受け、(財)日本賃貸住宅管理協会においては広報パンフレットを作成し、協会会員及び一部の地方公共団体福祉部局等(東京都、横浜市、名古屋市、大阪市等)を通じて、民間賃貸住宅経営者及び管理会社等に配布。(平成15年)

3. 民間賃貸住宅の貸主等に対する周知活動

民間賃貸住宅に関わる団体に対し、自立の意志のあるホームレスの、住宅への入居支援等による安定した居住場所の確保等、法の趣旨などを研修等により周知するよう要請。

(平成15年8月)